

薬食血発 0730 第 2 号
平成 26 年 7 月 30 日

日本赤十字社血液事業本部長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

輸血用血液製剤のウイルスに対する安全性確保を目的とした
核酸増幅検査（NAT）に必要とされる検出限界値について

血液製剤のウイルスに対する安全性確保を目的とした核酸増幅検査（NAT）については、適切な精度管理が実施されるよう、平成 26 年 7 月 30 日付薬食発 0730 第 1 号厚生労働省医薬食品局長通知「血液製剤のウイルスに対する安全性確保を目的とした核酸増幅検査（NAT）の実施に関するガイドラインについて」の別添「血液製剤のウイルスに対する安全性確保を目的とした核酸増幅検査（NAT）の実施に関するガイドライン」に規定された方法の遵守をお願いしているところです。また、日本赤十字社においては、個別 NAT システムの導入が予定されているところです。

当該ガイドラインにおいて、別途定め通知することとされている NAT の検出限界値のうち、輸血用血液製剤の NAT に用いる検査用検体の血漿で必要とされる NAT 検出限界値について、今般開催された薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会安全技術調査会において、下記のとおり、新たに決定いたしましたので通知します。個別 NAT 導入後の輸血用血液製剤の NAT の実施に当たっては、NAT の検出限界値が下記を担保できるべく精度管理を行うよう、貴管下 NAT 実施施設等に対し周知徹底をお願いします。

なお、血漿分画製剤については、従前どおり、平成 15 年 11 月 7 日付け薬食審査発第 1107001 号・薬食安発第 1107001 号・薬食監発第 1107001 号・薬食血発第 1107001 号通知「血漿分画製剤のウイルス安全対策について」に基づき、プール後の原料血漿の NAT の検出限界が 100 IU/mL を担保できるべく精度管理が行われるようお願いいたします。

記

1. 輸血用血液製剤の NAT に用いる検査用検体の血漿で必要とされる NAT の検出限界値

HBV—DNA 100 IU/mL

HCV—RNA 100 IU/mL

HIV—RNA 200 IU/mL

2. 通知の廃止

平成 23 年 2 月 1 日付薬食血発 0201 第 1 号厚生労働省医薬食品局血液対策課長通知「輸血用血液製剤のウイルスに対する安全性確保を目的とした核酸増幅検査（NAT）に必要とされる検出限界値について」は廃止する。

3. 施行時期

本通知は、平成 26 年 8 月 1 日から適用する。